

平成 27 年度 第二回逗子市文化振興基本計画策定・推進会議 議事録

■日時 平成 27 年 12 月 9 日（水）15 時～17 時 10 分

■場所 市役所 5 階 第 6 会議室

■出席者（敬称略、順不同）

（会長）渡邊忠貴、（副会長）森谷紀子、秋山寿子、森川いつみ、磯野昌子、若狭秀巳
小野田和幸

■欠席者 石井昭子、谷道行弘、橋本伸江、川嶋名津子

■事務局 阿万野文化スポーツ課長 黒羽係長、鬼原主事

（議題 3 文化財について説明） 橋本社会教育課担当課長、佐藤副主幹

■会議の公開・非公開 公開

■傍聴人の有無 0 人

■記録 鬼原 平成 27 年 12 月 9 日作成

■議題（1）「逗子市共育のまち推進懇話会」への出席者について

（2）「まちづくりネットワーク会議」の報告について

（3）『（仮称）逗子アーカイブス』の推進について

（4）その他

・逗子アートフェスティバル 2015 について

・新メンバーの募集について

■事前配布資料

・資料 1 他市町のアーカイブス事例一覧

・資料 2 『（仮称）逗子アーカイブス』の目標（何のために作るのか）とゴール（目指す姿）
進めるにあたって（所管課たたき台）

■当日配布資料

・会議次第

・メンバー名簿

・資料 3 連動する基幹計画・個別計画

・逗子アートフェスティバル 2015 無料ガイド

・推進会議進行資料（会長作成）

■議事

1 開 会

・・・配布資料の確認・・・

・・・出欠の確認・・・

2 議 題

1. 「逗子市共育のまち推進懇話会」への出席者について

〈会長〉

今日の会議は、多くのポイントがあり盛りだくさんであるので、進行について資料を作成したのでご覧いただきたい。

(会長作成資料2頁説明)

「(仮称) 逗子アーカイブス」については、2017 年度3月までに定義と事業計画をまとめる必要があるそうで、1年4か月ほどしか時間がない。今日はこのことを中心に話していく。

まずは、議題の1「逗子市共育のまち推進懇話会への出席者について」事務局から説明をお願いする。

〈事務局(係長)〉

資料3をご覧ください。

市の計画は最上位に総合計画があり、その5つの柱ごとに基幹計画が設けられ、その下に個別計画という3層構造になっている。今回出席者の依頼があったのは、この基幹計画の一つにあたる「共に学び、共に育つ、共育(きょういく)のまち推進プラン(略称:共育推進プラン)」について話し合う「逗子市共育のまち推進懇話会」を設置することになった。

この会の設置に伴い、「共育推進プラン」の下位の個別計画に関係する、市民の皆さんからなる懇話会や会議から1名ずつ参加者を出してほしいという依頼が来ている。本会議からも1名、参加者を選んでいただきたい。

「逗子市共育のまち推進懇話会」は、来年2月に第1回会議を開催し、28年度は3回ほど会議を行う予定とのことである。所管課は市民協働課である。

〈会長〉

自薦、他薦あったら意見をお願いする。

〈磯野メンバー〉

自薦をする。

〈会長〉

磯野メンバーから自薦のご意見があったが、出席者を磯野メンバーとしてよろしいか。

・・・全員賛成・・・

〈会長〉

磯野メンバーに出席をお願いする。

2. 「まちづくりネットワーク会議」の報告について

〈会長〉

続いて議題の2「まちづくりネットワーク会議」の報告について、事務局から報告をお願いする。

〈秋山メンバー〉

「まちづくりネットワーク会議」は、新総合計画を推進するために、関連する24の懇話会から市民委員が1名ずつ出席し、市長が進行をし、部長も出席して行う会議で、議題を審議し決定する

場ではなく、情報交換・共有、意見交換の場として設けられたものである。

7月の第一回では、出席者の自己紹介と市長からの会議に関する説明と施政方針及び予算の説明があった。

10月の第二回では、事前に各懇話会から挙げられた意見について懇話会を所管する各部長から説明があり、出席者が補足発言をした。そこでいろいろ意見交換があったわけだが、特に活発な懇話会の方からはかなり様々な意見が出された。私が感じたのは、いろいろな会議があつて、いろいろな活動をされていると思った。情報が個別であつたものが全体に共有されたことやよいことだと思った。

文化振興基本計画策定・推進会議として渡邊会長から要望を預かっていたのでそれを発表した。
(要望内容 別添)

会議では資料が非常に多く、タブレットに資料がまとめられて用意されていた。慣れていないと扱いが難しいと思った。

<若狭メンバー>

「まちづくりネットワーク会議」が設けられた背景は何か。市所管課の横のつながりの仕組みはないのか。市の事業のなかには、その所管だけではやりきれない部分が出てきているように思う。多分に市組織の縦割りが障害になっているように思うがいかがか。

<事務局（課長）>

「まちづくりネットワーク会議」は、今年度から始まった新総合計画を進めるにあたり、各計画を情報を共有し横断的につなぎ意見交換を図るために、市民委員の方に出席いただき意見いただくための会議である。

市所管課どうしのつながりについては、新総合事業のリーディング事業、各個別計画における事業などのなかで、それぞれに関連事業として他所管課の事業との連携を図ることとしている。

<会長>

市民委員が出席し意見交換する、ボトムアップというのは大切だ。

先ほど秋山メンバーから報告いただいた、私が提出した要望について図式化したものである。
(会長資料4頁) 今後の会議に期待している。

3. 『(仮称) 逗子アーカイブス』の推進について

<会長>

続いて議題の3 『(仮称) 逗子アーカイブス』の推進について、事務局から説明をお願いします。

<事務局（課長）>

「文化振興基本計画」で挙げられている4つの重点事項のうちの「(4) 『(仮称) 逗子アーカイブス』の構築」については、今年度と来年度の2年間で、プロジェクトの方向性の検討を行うこととしている。検討を行うにあたり、既にアーカイブスを構築している近隣市町の事例を参考にするために、事務局で藤沢市、鎌倉市、寒川町の3市町に赴き、状況を確認してきた。その結果をまとめたのが資料1になる。

本日は、社会教育課担当課長からの文化財についての説明の後、資料2をたたき台にして議論をしていただく。このたたき台は、第一回会議で『(仮称) 逗子アーカイブス』の目標（何のために作るのか）とゴール（目指す姿）について、この会議で検討していくことを確認しましたことを踏まえ、事務局で、ヒアリング結果や市の現状などを踏まえて作成したものである。

<会長>

事務局の説明を図式化すると（会長資料3頁）のようになる。

〈事務局（係長）〉

資料1をご覧ください。(資料1説明)

3市町でのヒアリング結果まとめたものである。ポイントを説明する。

藤沢市は「藤沢市文書館」であり、建物を1つそのまま利用している。

鎌倉市は「中央図書館」の1フロアを利用している。

寒川町は新設した「総合図書館」の1フロアを「文書館」として利用している。

人員体制は、3市町とも3～6名、専門員を必ず設けている。

収集基準について、藤沢市は「市に唯一無二のもの」という基準を設け、ほぼ選別をせずに受け入れているとのことである。鎌倉市は紙類、地図などのほか、物なども受け付けている。国宝館、文化財課、資料室の3機関で担当しており、そのうち資料室では幕末から昭和40年代位のものを取り扱っている。寒川町は「紙媒体」を、新聞から自治会の回覧板のようなものまで幅広く取り扱っている。物は「文化財学習センター」という空き教室などを活用した施設で別に管理している。

収集は「寄贈・寄託・借用」の3つの方法で行っている。寄贈は寄付してもらうこと、寄託は所有は持主のままに市町が保管するというもの、借用は一時的に借りてデータ化等した後返還する。3つの方法のいずれかで収集している。藤沢市は「寄贈・寄託」のみである。

一番難しい問題として個人情報の取扱いがあるが、藤沢市や鎌倉市は個人情報にかかる法整備前から資料の預かりをしていたそうだが、公開・非公開について受け入れ時に意思表示をしてもらうとともに、専門員が確認して公開・非公開の判断をしているとのことである。

3市町とも、第一に収集、第二に公開（あるいは非公開）という姿勢であり、収集したものの非公開であったり、整理しきれていないものも多い。

デジタル化については、3市町とも全部の資料についてやりきれていないという状況であった。

予算減により収集のスピードにデジタル化が追い付かないというところがあるそうだ。

市民との協働には3市町で方針が異なり、藤沢市は文書館の本来の職務であるという考え方から専門員（職員）のみが職務として行っている。鎌倉市は一人の専門員が市民の協力者と個人的に関係をつくり協働的に作業をしている。寒川町は町での資料整理のワークショップを開催し、その出席者からボランティアとして活動してもらえる方と作業をしている。

〈社会教育課担当課長〉

文化財とは何かについて説明をする。文化振興基本計画20頁「(4)①逗子の歴史的資産、伝統文化の継承と発展」をご覧ください。この計画の中に、逗子の歴史的資産、伝統文化について盛り込むことにより、文化振興課が所掌する「歴史遺産」と文化財とを分けて考えることを、当時の文化振興課と確認している。

文化財の定義は法律に基づいている。各々のジャンルで学術的な価値が高く、調査研究の結果その価値が証明され、国・県・市で指定するもの（指定文化財）とされている。所管課としては、「指定文化財」と、「現在ある程度調査が進んでおり、将来的に指定になる可能性があるもの」を扱っている。

平成に入り、「登録有形文化財制度」ができ、指定文化財には至らないが、今後指定文化財になりえる、予想されるものを登録文化財とすることになった。逗子では旧脇村邸、他1件がそれにあたる。指定文化財となると原則として現状改変をすることが出来ない。一方、登録有形文化財はその価値を守ることを前提に改変が可能である。例えば歴史的学術的価値のあるもので、「指定」には至らないが登録というリスト化を行い、緩やかな保護措置を講ずることで、所有者が維持のために補修等をする必要になる場合などに、なんらかの補助をする、という制度である。また「文

「文化的景観」というものがある。事例としては近江八幡市などであるが、その地域の生業や文化などが、まち全体を見て分かる景観を指すもので、こちらは文化財保護法の指定対象としての保護の対象になる。逗子には文化的景観はない。

文化振興基本計画のなかでうたわれている文化資源の活用というところの、「歴史的資産」というのは、文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、逗子市文化財保護条例で指定された文化財でないもの、並びに今後の指定候補となっていないものを指していて、現在並びに近々に、法や条例で守られるものが文化財、ということである。

逗子では近世以前が指定文化財としているが、その地域の歴史にとってとても重要というものであれば、新しいもの（現代の物）でも指定される可能性がある。

〈若狭メンバー〉

どうの方が指定の審査をしているのか。

〈社会教育課担当課長〉

国の場合は国の指定文化財審議員というのがいて、県には県の、市には市の審議員がいる。

〈会長〉

現在、市の指定文化財の候補になっているものはあるか。

〈社会教育課副主幹〉

現在はないが、将来的に指定文化財になりえるものとして、市内寺社で所有しているもので、将来的に指定になってもいいものがあり、教育委員会として出来る範囲で指定をかけていく計画はある。

〈社会教育課担当課長〉

指定文化財になるには相当に高いハードルがある。指定されると今度は改変させてはいけないため、維持管理費用、保存にかかる費用を所有者が負担しなければならないので、指定には所有者の同意が必要になる。市所有の国指定史跡の保存整備などは国（文化庁）や県の補助を受けて工事を実施している。国指定であれば、国庫、県費の補助を受けるが、所有者負担も大きい（鶴岡八幡宮の段葛の工事などは神社も相当負担している。）

〈磯野メンバー〉

藤沢市や鎌倉市などは、文化財を外したアーカイブスを作っているのか。

〈事務局（係長）〉

そのとおりである。

〈社会教育課担当課長〉

歴史資料、文献資料に限って言えば、文化財という観点からは現物保存が重要になるが、活用という意味では、記載された内容が分かるものであればよいということになる。その区別はどこかで行う必要がある。現物を保存するとそのためには、莫大な維持管理費用がかかり、保管場所の確保という問題も生じる。

〈若狭メンバー〉

池子の森の資料館にはどんなものが保管されているのか。

〈社会教育課担当課長〉

池子の森の資料館には県指定有形文化財の木製遺物などが保管されている。その他に、指定はされていないが、市の歴史を知る重要な遺物として保管しているものがある。

その地域の歴史や文化にとって重要なものかどうかというのが、保存するかどうかという一つの指標になる。地域によって、そのものが重要かどうかの判断は異なる。

〈会長〉

芸術家、アーティスト、人間国宝などはどうなのか。アートといわれるものは文化財になりえる

のか。

〈社会教育課担当課長〉

いわゆる無形文化財は、地域や国にとって特殊で学術的に価値があり伝承の経緯が明確に証明されるものである。三浦のチャッキラコは重要無形民俗文化財にあたる。逗子にも三十三年大祭という伝統的な祭礼があるが、それが無形文化財になるかどうかは、学術的な価値と伝承の経緯の証明が必要になる。同時に、未来永劫、その行事を継承していける保存団体があるのか否かが、重要になる。アートといわれるものは文化財というよりは、芸術、美術の範疇で捉え、余程古く、単体で美術工芸品としての価値が評価されなければ、文化財という範疇では取扱いはしないと考えている。個々、ケースバイケースである。

〈若狭メンバー〉

逗子での伝統・伝承などという、小坪の漁業遺産などはかなり古く特殊なものがあると思うが。

〈社会教育課担当課長〉

現在は、無形文化財候補として挙がっているものはない。例えば、特殊な行業技術や、船大工の技法等があれば、「逗子の歴史的遺産」の対象と考えてよいのではないか。

・・・社会教育課担当課長、副主幹退席・・・

〈事務局（係長）〉

資料2をご覧ください。（資料2説明）

〈会長〉

意見、質問などある方はお願いしたい。

〈森谷メンバー〉

資料1を見て思ったのは、保存と預かるものは理にかなっていないということ。寒川町は紙媒体だけということだが、温度湿度が一定に管理された保管庫を整備している。一方鎌倉市は預かるが保存もきちんとはできない、という現状がある。逗子のことを考えると、現物の保存維持という部分は難しい、それは次のステップになるのではないか。民話などを保存したいという話も聞くが、紙であれば、記録して活用ということが出来ると思う。

〈若狭メンバー〉

市で保管してほしい、預かってほしいと言われても、それに保存する価値があるかどうかの判断基準はどこにあるのか、見当がつかない。どういう部分に価値を認めればいいのかイメージが浮かんでこない。例えば池子地区は古くからの家が何件かあるが、そういうところで古文書などたくさん保存されていると思う。そういうものなら大体想像がつくが、市民からどんなものを史料として持ち込まれるか想像できない。

〈事務局（係長）〉

3市町には専門員がいて、その人の判断で価値判断をしている。逆に言うとその人がいなくなると判断が出来なくなる恐れがある。鎌倉市はその判断が専門員一人に任されており、承継の問題があるとのことである。

一つの考え方として、まずは史料のデジタル化に重きを置き、体系化をして整理することにより雑多なものから必要に応じて検索できるようにしておく、ということもある。

〈森谷メンバー〉

デジタル化をするといっても何をデジタル化するのか、やはり選択の必要が出てくる。

〈若狭メンバー〉

市ではデジタル化のインフラは現在あるのか。

〈事務局（係長）〉

現在はない。紙であればスキャンしてPDF化すればよいとも考えたが、そう簡単なものではなく、やはり専門機材とそれを扱う人材が必要であることが3市町の調査の中で分かった。鎌倉市では、数百万はする機材はあるものの、たまたま操作に長けた専門家がボランティアとして活動に参加したためデジタル化ができたということだ。また作業をする人材についても、ボランティアで来てもらうなら、その方が興味のある分野で来てもらわないと活動として続きにくいので、役割分担が重要になってくる。

<会長>

30年は適当なのか。100年位が一つのスパンではないのか。アーカイブスについてのガイドラインについて、国などは出しているのか。

<事務局（係長）>

一つの基準として、市の保存文書の最長が30年であるので、30年経過した際に判断をしようというのが理由である。ガイドラインは自治体に考え方が異なる。国はどちらかという文化財などに重きを置いているので保存というスタンスだと思う。国会図書館などは全ての出版物を永年保存という考え方である。

逗子のアーカイブスが博物館という考え方ならば保存であるが、そうではなく、歴史があるものを後世に伝える、活用するという郷土資料館に近いイメージだと考えている。

<秋山メンバー>

市民活動提案制度で協力してくれそうな団体など、心当たりはあるのか。

<事務局（係長）>

候補は挙げていないが、市内には歴史や史料保存に関心の高い団体が多く存在する。そういう団体にきちんと説明をして協力していただけたら良いと思う。

<若狭メンバー>

ほととぎす隊では、いかに活用するかという部分と、脇村邸（場）の活用と、市の有形無形の資産をどうドッキングして活用していくかという部分に視点があるとみている。

どういう目的を持って、どういうケースで活用されるか、プロセスをイメージすることが必要ではないか。それによって、どういうものを集め、整理し、提供していくかということ、今後議論するべきではないか。また「歩く」という視点も加えるべきではないか。

<事務局（係長）>

「歩く」について、過去に市で作った道標などに記された説明文などが、設置後に誤りなどが見つかったということもある。史料を活用するのであれば、目的を明確にするとともに、そのバックボーンも明確にしておく必要がある。

<若狭メンバー>

作業場所について、地方にいくと廃校利用などがあるが、例えば池子小学校など空き教室が多いが、そういうところを使用するというのはどうか。

<磯野メンバー>

旧野外活動センターはどうなのか。

<事務局（係長）>

旧野外活動センターの場所は、都市計画法などの法規に照らし合わせると、不特定多数の人が入れるような建築物を建設できない、という事情がある。そのため旧野外活動センターを不特定多数の人が利用する集会所や宿泊所としては活用してはいけないというのが県の見解である。

寄贈・寄託というのは現実的ではない。いったん受け入れ始めると保存量は膨らんでいく一方になることが目に見えていて、市の財政事情から考えても難しい。借用のみとし、出自を明確にしておくのが適当と事務局では考えている。

分類を実際にやるとなった場合は、逗子だけで通じるものでなく全国でみて通じるものにする必

要があるので、文献学などの専門家などにアドバイスしてもらいながら具体的に方法を決めていく必要がある。まずは興味を持った方に集まっていただき、専門家に指導をしてもらって知識を持ってもらった上で、新たに入ってきた方に先に知識を持った方が方法を教えて広げていく、という流れが良いと思う。

〈森谷メンバー〉

ただ単に預かって保存するのではなく、それを活用していくための専門知識が必要ということ。

〈会長〉

アーカイブスに取り組んでいる市町の担当者に話を聴く、あるいは視察に行くことも必要ではないか。

〈事務局（課長）〉

次回以降の議論を進めていく中で、3市町のうちのどこかの専門家に来てもらって、話を伺うということも考えているがいかがか。

〈森谷メンバー〉

鎌倉市の事例は、事務局の報告を見る限り専門員個人の人間関係などで回している印象を受ける。寒川町の方が紙と物で分けているというところから、参考になるのではないか。

〈磯野メンバー〉

デジタルデータベースという点では、どの事例がよいか。

〈事務局（係長）〉

鎌倉市と寒川町のいずれかになる。

他の自治体の例をみると、どちらかというとな保存が第一で、それに派生する形でのデジタルデータベースという印象である。

〈森谷メンバー〉

愛知県では、デジタルアーカイブスを推進しているようだ。

〈事務局（係長）〉

奈良県も、デジタルアーカイブスを持っている。ただ、奈良県の場合も保存が第一で、その分類整理の過程でのデジタルデータになっているようだ。

〈森谷メンバー〉

逗子が考えているアーカイブスの形は、ある意味新しい考え方ということ。

〈事務局（係長）〉

アーカイブスという定義が異なるかもしれないが、逗子の場合は、既存のアーカイブスとは考え方を変えて、活用を重視した新たな形になるのではないか。

〈小野田メンバー〉

青少年会館は先日閉鎖したのだが、県から移管した時に既に多くの寄贈品が残されていて、その後も寄贈が多くあったが、誰が寄贈したものか出自が分からないものが残っており、閉鎖にあたりそれらをどうするかという問題が浮上している。残っている寄贈品は今後希望者に差し上げるか、廃棄という予定としており、移動できるものは体験学習施設スマイルに引き上げている。そのような事例もあるので、史料の出自及び受け入れるものの線引きを明確にしておくことは重要と思う。

〈事務局（係長）〉

まずは「逗子のアーカイブス」に対する意識合わせが必要だと思う。物を保存するのか活用を主とするのかなど、これまでアーカイブスについて話し合ってきたが、収蔵という視点からの議論もあれば活用からの議論もあった。

〈会長〉

実際に史料の収集を始めたらどんなものが集まってくる可能性があるのかを見ること、他市町の

アーカイブスの事例を見に行くことが必要だと思う。

〈森谷メンバー〉

アーカイブスについては保存が重要と思っていたが、現実的なことをやって、消えそうな記録を一つでも多く残して、市民が活用できるようにするのが喫緊の問題だと思う。

〈事務局（係長）〉

借用してデータだけ集める、ということにしても、その作業スペースの確保という問題がある。

〈若狭メンバー〉

やみくもに集めてしまうときりが無くなるので、収集についてはどこかで線引きが必要になる。

〈会長〉

池子の森の資料館、旧青少年会館、体験学習施設スマイルの視察をする方向で、次回実施したい。

4. その他

〈会長〉

続いて議題の4「その他」について、事務局より説明をお願いしたい。

〈事務局（課長）〉

まず、逗子アートフェスティバル 2015 について、実行委員長である会長から説明をお願いしたい。

〈会長〉

逗子アートフェスティバル 2015 が無事終了した。既に来年度のアートフェスティバルに向けて活動を始めている。来年度も今年度と同規模で実施の予定である。今週末に反省会をやる予定である。

〈事務局（課長）〉

第二に、市民委員の募集を1月に行う予定である。お声かけをお願いします。

〈会長〉

以上で本日の議事は全て終了する。

3 閉 会

〈事務局（課長）〉

次回会議については、2月12日（金）14時から視察後会議ということでお願いします。

以上

(別添)「まちづくりネットワーク会議」渡邊会長意見

市民が心身ともに健康で心の豊かさに満ちた幸せな市民生活を送るうえで、最も大切なことは明るく前向きな気持ちで毎日を送ることができることであると思います。

その核となるのが文化芸術でありスポーツ文化であると信じます。

そのために行政は、環境整備に努め、必要な施策を提供する義務を負っています。

一方で、長年行政に頼り切ってきた我々市民も意識変化が必要です。つまり強く「自主・自立の気持ち」を持つ、自分たちで切り開いてゆく強い気持ちを持つ必要があります。

文化振興推進計画は、その根幹をなすものであり、基幹計画として位置付けられたのは当然の帰着です。

市民・個人としては、知識を習得する場として、学校教育だけでなく社会生活の中で、更には生涯学習として提供されている様々なプログラムを利用しながら自主自立の気持ちを更に確固たるものにしてゆくことがポイントとなります。

行政はこの市民の積極的な熱い思いを更に活性化させ、常態化させるために、その活動の場を提供すること、必要な情報を提供し続けること、自己実現のためのインフラの整備が必須であることは論を待ちません。

ネットワーク会議で提示されている各種プログラムは、バラバラに独立して提供するのではなくこれらの関連性を強く意識して、お互いの垣根を取り払って提供することがベースになると思います。

渡邊 忠貴